

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第44号



NICHIZEI journal

生前贈与はどう変わる!? 相続・贈与税一体化の行方

平成31年度税制改正大綱において「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」が課題として取り上げられて以来、相続税と贈与税の一体化の行方に注目が集まっている。令和4年度税制改正大綱では、具体的な改正案は見られなかったが、相続税や贈与税が抱える課題や格差の固定化に対する懸念が明確に示されており、見直しに向けて「待ったなし」の状況となってきた。



暦年課税は、1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与を受け、その合計額が基礎控除額である110万円を超える場合、その超えた部分に贈与税が課税される。この基礎控除額の範囲内で行われる生前贈与は、相続財産を減らす代表的な手法として広く利用されている。

一方、富裕層を中心に110万円を超える金額を毎年贈与している人も少なくない。令和2年11月の政府税制調査会の資料によると、平成30年分における暦年課税の申告件数は37万4千件、贈与財産額は1兆5000億円。このうち取得財産価額が150万円以下は約13万人、400万円以下は約12万人となっており、700万円以下のもの（限界税率：10%～20%）が92%を占めている。また、贈与額が400万円以上の場合は翌年以降も複数年にわたって連続して贈与を行っているケースが多く、受贈者の年齢層が低いほどその割合は高い。

相続税・贈与税が抱える問題 資産移転時期に中立的とは？

暦年課税は、原則として1年ごとに贈与税が計算され、相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税が課税される。そのため、長期間にわたって財産を小分けに贈与すれば、相続のみで全財産を移転した時よりも税負担を減少させることが可能となり、「資産移転の時期に中立的ではない」との指摘があった。

これに対し、相続税精算課税制度を選択した場合は、生前贈与と相続の税負担は一定となるため、「資産移転の時期に中立的」といえるが、相続時精算課税による課税件数・贈与額は減少傾向にあり、暦年課税を選択する人が圧倒的に多いのが実情だ。

高齢世代の資産蓄積が顕著 若年世代に資産が移転せず

相続税と贈与税の一体化が議論されているのは、制度的な問題のほかに、高齢者が保有する資産を若手世代にいかに早期移転させるかという重要なテーマがある。これが実現すれば、経済の活性化も期待できるが、税制調査会の資料によると、この25年間で60歳以上の金融資産の保有割合はほぼ倍増しており、足元では個人金融資産約1700兆円のうち、60歳代以上が約6割、約1000兆円の資産を保有している。

令和3年度税制改正大綱では、贈与税について「現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある」ことを指摘。そして、「諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」ことが示された。

これを受けて、各種メディアでも相続税・贈与税の一体化をテーマにした内容が取り上げられ、相続税の課税対象となる贈与財産の持ち戻し期間を、現状の相続開始前3年以内から、5年以内、10年以内、15年以内と延長する案や、暦年課税制度を廃止して相続時精算課税制度に一本化する案など、様々な見方が飛び交った。

令和4年度税制改正大綱では、具体的な改正案が示されるのではないかと注目を集めたが、前年度と同様、「本格的な検討を進める」という表現に止まった。しかし、「相当

に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている」、「高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない」という危機感が示され、見直しの姿勢に変わりはないことがうかがえる。

贈与税の非課税措置については 不断の見直しを行っていく構え

また、「経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内で家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある」としており、まずは住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置について適用期限を2023年12月まで2年延長する一方、非課税限度額が最大1500万円から最大1000万円に縮小された。

なお、日本税理士会連合会の税制審議会がさきごろ取りまとめた令和3年度諮問事項「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税のあり方について」の検討結果を見ると、「新たな累積課税制度を措置する必要はなく、現行の相続時精算課税制度を基礎として贈与税制を検討することが適当である」、「相続時精算課税制度が広く利用されていないのは、制度上の問題点と納税者からみた課税上のリスクがあるためであると考えられる。したがって、同制度を活用して相続税と贈与税の一体化を図るのであれば、現行制度の問題点を検証し、適用上のリスクと納税者の不利益を排除する必要がある」としている。

全国税理士共栄会の『全税共年金』

掛金は月々1万円から自由に設定

早めの備えで早めの安心！

老後の生活費として、これまで公的年金が大きな支えになっていましたが、近年は年金財政の悪化が問題視され、老後の生活に不安を感じている人も少なくありません。そこで、先行きが不安な公的年金を補完する制度として注目を集めているのが、税理士業界の規模のメリットを活かした全国税理士共栄会（秋場良司会長）の『全税共年金』です。

全税共年金は、月々1万円から将来の備えができる独自の拠出型企業年金保険です。加入者本人が掛金を拠出して、

将来年金あるいは一時金として受け取るシステムで、「税理士の関与先である中小企業や個人事業の経営者、役員、従業員などが自助努力によって豊かな老後を築くことが出来るように…」という思いから創設されました。

全税共年金の特長は、まず、生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく将来の設計ができます。月払い（1口5千円で2口以上40口まで）と一括払い（1口10万円以上（任意）。ただし、1回の加入につき200口、通算で400口まで。一括払のみの加入はできませ

ん）を上手く組合せることで、より計画的な資産形成をすることが可能です。なお、掛金は加入後に変更することができます。

年金の受取方法は、給付金の請求時に①10年確定年金、②15年確定年金、③10年保証期間付終身年金——の3種類から選択することが可能です。年金に代えて一時金でも受け取ることができます。掛金払込期間中に加入者が亡くなった場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金の5回分）を加算した遺族一時金が支払われます。

掛金の増減や受取方法等で、

自由度の高さが魅力の全税共年金。1986年の発足以来、長年の実績と安定的な運用に、税理士先生をはじめ、関与先である経営者や個人事業主などから厚い信頼が寄せられています。

豊かでゆとりのある老後を過ごすためには、健康を維持するのも大切ですが、経済的な基盤をしっかりとっておくことも重要といえます。早めの備えで、早めの安心を——。全税共年金の詳細につきましては、全国税理士共栄会のホームページをご覧ください。



小規模事業者の新たな取組みを資金面から支援する小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）。

これは、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組みを支援する制度。補助金の対象者は、商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）が常時使用する従業員の数が5人以下、宿泊業・娯楽業および製造業その他が常時使用する従業員の数が20人以下となっている。

持続化補助金に新たな特別枠 インボイスの相談費用もOK

2022年3月29日から始まった第8回の公募では、特別枠が新設され、その中にインボイス枠が盛り込まれた。インボイス枠では、免税事業者であった小規模事業者が、新たにインボイス発行事業者として登録し、販路開拓に取り組むことを支援する。申請要件は、2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった、または免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス（適格請求書）発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点

でこの要件を満たさない場合は、補助金の交付は行われない。

インボイス枠では、補助金の補助上限が通常枠の50万円から100万円へと引き上げられているので、インボイス発行事業者の登録を考えている場合は利用したいところだ。

補助金の交付は、インボイス制度対応のための取引先の維持・拡大に向けた専門家（税理士、公認会計士、中小企業診断士など）への相談費用も対象となる。ただ、実績報告の際に成果物が分かる資料の提出が必要になり、特にインボイス対応のためのコンサ

ルティングを受けた場合、成果物が分かる資料が不足していることが多々あるため、コンサルティング内容の実施報告書など実施内容が確認できる資料を提出することが求められている。なお、税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士などに支払う費用および訴訟等のための弁護士費用は対象とはならない。

第8回公募は2022年6月3日に締切となるが、第9回公募は同年9月中旬、第10回公募も同年12月上旬に行われる見込みだ。インボイス枠が継続されるかどうかは未定だが、専門家の中には「第9回以降も継続するのではないか」との見方も多いだけに、公募の開始が近づいてきたら持続化補助金事務局のホームページを確認しておきたい。

相続登記における登録免許税

免税措置を3年延長へ

平成30年度税制改正で、相続による土地の所有権の移転の登記について登録免許税の免税措置が設けられた。免税措置の適用期限は、令和3年度税制改正により令和4年3月31日までとされていたが、令和4年度税制改正によって令和4年4月1日から令和7年3月31日まで3年延長された。

対象となるのは、①相続により土地を取得した人が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記、②不動産の価額が100万円以下の土地にかかる相続登記。

①は、個人が相続（相続人に対する遺贈も含む）により土地の所有権を取得し、その土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときは、令和7年3月31日までの間に当該個人を土地

の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さないというもの。

②は、少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置として、適用対象となる不動産の価額は10万円以下とされていたが、令和4年度税制改正により、不動産の価額が10万円以下から100万円以下に引き上げられた。また、適用対象は市街化区域外の土地に限られていたが、市街化区域内の土地も対象とされたことで、適用対象が全国の土地に拡充された。

現在、法務省では、不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」を使用したポスターやパンフレットを作成して免税措置の周知を図っている。

弁論再開の上告審判決とは別の事案でも…

評価通達6の争いで納税者敗訴

財産評価基本通達6の適用をめぐる裁判で、最高裁が弁論を再開した上告審判決が注目されていたが（**5面参照**）、それとは別の評価通達6をめぐる争いについても、最高裁が納税者からの上告を棄却していたことが分かった。

この事案は、相続直前に15億円の賃貸住宅をフルローンで購入して相続税対策を行い、財産評価基本通達に基づき約4億7千万円と評価して申告したところ、税務署から賃貸住宅の鑑定評価額10億4千万円との間に大きな乖離があり、「特別な事情がある」と認められるとして相続税につき鑑定評価額で更正処分をされて争いになった事件（東京高裁令和3年4月27日判決）の上

告審。

東京高裁は、「不動産の購入及びそのための借入は3億円を超える相続税の圧縮効果を生じさせるものであるところ、相続人がかかる相続税の圧縮を認識しこれを期待して15億円を借り入れ、本件不動産を購入したことは租税負担の実質的な公平という観点から見た場合、本件通達評価額によらないことが相当と認められる特別の事情を基礎づける事実にあたるというべき」と認定、地裁に続き税務署の鑑定評価による追徴を認めていた。

最高裁は4月19日、納税者側の上告理由では上告は認められないと判断。これにより東京高裁の判断が維持されることになった。

最高裁 国側の上告を棄却

追徴課税58億円の取り消し確定

国内で音楽事業を行うユニバーサルミュージック合同会社(ユニバーサル社)が、東京国税局から受けた法人税約58億円の追徴課税処分を取り消しを求めた訴訟の上告審で、最高裁は4月21日、国側の上告を棄却。これにより、課税処分を取り消した一審、二審判決が確定し、国側の敗訴となった。

この事案は、ユニバーサル社が同族外国法人からの借入利息を損金の額に算入したことは法人税を「不当に減少させるものだ」として、税務当局から行為計算否認(法人税法132条1項)の適用を受けたことから裁判になっていたもの。

法人税を不当に減少させる行為計算があったと認められる場合、それを否認して法人税を再計算できる法人税法132条1項は、財産評価基本通達に定められた評価通達6と同様(5面参照)、国税当局の「伝家の宝刀」と呼ばれており、今回の訴訟ではその適用の是非が争われた。

最高裁は、まず、行為計算の否認規定である法人税法132条1項にある「これを容認した場合には

法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、「同族会社等の行為または計算のうち、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいうと解するのが相当」と確認した上で、「同族会社等による金銭の借入れが上記の経済的合理性を欠くものか否かについては、当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべき」であることを示した。

これを踏まえて、「ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会

社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的、すなわち当該借入れによって資金需要が満たされることで達せられる目的において不合理と評価されることとなる。そして、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たっては、①当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当」と説示した。

今回の事案に当てはめ、最高裁はユニバーサル社の組織再編について「税負担の減少をもたらすことが含まれていた」とする一方で、最終的に870億円弱の無担保借入に関する事情に関し、経営管理の合理化に向け関連会社整理のための株式買取だけに利用されるためだったことなどから、税負担の減少以外に経済的利益があり、経済的合理性が認められると判断。本件借入れは、法人税法132条1項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」には当たらないとして国側の上告を棄却。本税約51億2千万円、加算税約7億1千万円、合計約58億3千万円を取消した二審の判断が維持された。

事務所の設置、
使用人等の監督義務etc

国税庁はこのほど、税理士法の一部改正にともない、「税理士法基本通達の制定について」の一部改正について(法令解釈通達)を取りまとめ、同庁のホームページに公表した。

それによると、「事務所の設置関係」では、税理士業務を行うための事務所とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定する。この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意することとしている。

また、「二ヶ所事務所の禁止」が新設された。「税理士事務所を

税理士法改正で通達を見直し

二以上設けて」いる場合とは、例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。

したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っている場合、その場所に「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しないとしている。いずれも令和5年4月1日から施行される。

「使用人等に対する監督義務」では、税理士の使用人その他の従業者(以下、使用人等)に対する監督義務は、税理士およびその使用

人等が事務を行う場所によって異なることはないため、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などによって適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断するとしている。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法として、次の2つの例を挙げている。

- (1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
 - (2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法
- これも令和5年4月1日から施行される。

令和4年度

税理士試験

8月2日～4日に実施

令和4年度(第72回)税理士試験は、8月2日(火)から同月4日(木)まで3日間にわたって実施される。

初日は、簿記論、財務諸表論、消費税法または酒税法。2日目は、法人税法、相続税法、所得税法。3日目は、国税徴収法、固定資産税、住民税または事業税の試験が実施される。

なお、令和4年度(第72回)税理士試験から、試験3日目の国税徴収法と固定資産税の試験開始時間が増える。試験3日目(今年は8月4日)の9時～11時が国税徴収法、12時～14時が固定資産税となる。

合格発表は令和4年11月30日(水)を予定している。

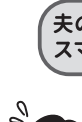
日税ジャーナル

今号の推薦図書はこちら!

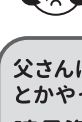
家族民事信託は信託行為の見直しの時代に!
家族信託の実務
信託の変更と実務裁判例
家族信託をめぐる争訟を知り、
信託行為と信託の変更を考える
弁護士 遠藤英嗣 著
令和3年9月17日の東京地裁判決など、最新の裁判例を解説。
二〇二二年二月刊 定価二七四〇円(税込)



自分が死んだ後、家族が困らないように
パソコンやスマホのパスワードを共有
しておくべきだったな～



夫の死亡を知らせるための連絡先を
スマホの中から調べたい!
でもスマホのパスワードが
わからず、スマホを開けない?



父さんはネット証券
とかやっていたかな?
暗号資産とか
やってないよね?



2021年10月刊 定価1,980円(税込)

弁護士・公認会計士
ジャーナリスト
伊勢田篤史
古田雄介 著

☆隠しかた

デジタル遺産の
探し方
しまいかた
残しかた
身内が亡くなったときの
スマホ・パソコン・SNS・
ネット証券・暗号資産等への対応や、
デジタル終活がわかる本

熊王税理士の
ワンポイント講座

消費税の落とし穴はココだ!!

インボイス登録しない事業者
消費税相当額は請求できる？

Q 私は機械部品の製造業を営む消費税の免税事業者ですが、取引先には従来より販売価格に消費税相当額を上乗せして請求しています。私がインボイスの登録をしない場合、令和5年10月以降は消費税相当額を請求することはできないのでしょうか。また、私が登録しないことを理由として、取引先が取引を停止することや消費税相当額の値下げを要求することは、下請法上問題とならないのでしょうか。

A (1) 免税事業者の税の転嫁と下請法の関係

インボイスが導入される令和5年9月30日までの間は、免税事業者との取引であっても仕入税額控除の対象とすることができます。こういった理由から、免税事業者が発行する区分記載請求書には、軽減税率の適用対象取引であることと、税率ごとの取引金額を記載することが義務付けられています（軽減税率Q & A（個別事例編）問111）。

免税事業者が別途消費税相当額を受け取ることは法令などで禁止されていないため、現実の商取引においては、免税事業者でも外税で消費税相当額を受領しています。しかし、令和5年10月以降

に免税事業者が消費税相当額を記載した書類を発行することは、消費税法上これを禁止する規定はないものの、商取引として問題があるように思われます。

また、下請法で禁止しているのは、過去に遡っての単価の引下げやサンプルの無償提供の要請、相当期間経過した後の返品などであり、ご質問にあるような、インボイスの登録をしないことによる取引の停止通告や消費税相当額の値下げの要求は、私見ではありますが、下請法違反にはならないように思われます。消費税相当額をどのように取り扱うかということは、当事者間における値決めの問題ではないのでしょうか。

免税事業者のインボイス制度への

の対応については、令和4年1月19日、財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省が連名で「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」という資料を公表しています（令和4年3月8日改正）。結論ははっきり書かれていないものの、昨年公正取引委員会が公表したQ & Aよりも多少は参考になりそうです。

(2) 免税事業者からの課税仕入れに対する経過措置

免税事業者や消費者のほか、課税事業者でも登録を受けなければインボイスを発行することはできません。そこで、インボイスがない課税取引については、期間の経過に応じて一定の金額を仕入税額として控除することができます。

期 間	適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの取扱い
令和5年10月1日～令和8年9月30日	「課税仕入れ等の税額×80%」を仕入控除税額の計算に取り込むことができる
令和8年10月1日～令和11年9月30日	「課税仕入れ等の税額×50%」を仕入控除税額の計算に取り込むことができる



くまおう まさひで
熊王 征秀
税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

したがって、免税事業者がインボイスの登録申請をしない場合には、この経過措置の適用期間中を利用して取引先と価格交渉をすることも必要ではないかと思われます。

経過措置の適用に当たっては、法定帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります。また、帳簿には「80%控除対象」など、この経過措置の適用を受けたものである旨を、あわせて記載することとされています（平成28年改正法附則52、53・インボイスQ & A問86）。

税務スクランブル ～審判所の視点～

被相続人への貸付は仮装か？

審判所 金銭借用証書に記載された「一時」に注目

仮装



被相続人は平成29年8月に死亡し、同日、その相続が開始した。共同相続人は、被相続人の長男である請求人と二男(H)の2名だった。

J社は、請求人とHが発行済株式のすべてを有する同族会社。不動産の売買や賃貸を目的として設立され、請求人は設立当初から代表者を務めている。

被相続人およびJ社は、同年4月、土地とその上の2棟の建物を売買代金4700万円で買い受ける旨の売買契約を締結。売買代金は、手付金200万円を契約締結と同時に、残代金4500万円を同年5月9日までに支払うこととされ、手付金は被相続人が現金で支払った。

請求人は同年4月12日、K銀行の請求人名義の普通預金口座から現金600万円を、同月17日、L銀行から360万円をそれぞれ出し、各同日、M信用金庫の被相続人名義の普通預金口座へ入金。同年4月20日付で、被相続人が請求人から合計960万円を借り入れた旨の金銭借用

証書（別件証書）が作成された。

被相続人および請求人は、同年4月27日付で、被相続人が請求人から現金500万円を借り入れた旨の「金銭（一時）借用証書」（本件証書）を作成。また、被相続人およびJ社は、同年4月27日付で、J社が被相続人から現金500万円を借り入れた旨の金銭借用証書を作成した。請求人は、同年4月27日、M信用金庫の請求人名義の普通預金口座から現金500万円を出金し、同日、同信用金庫のJ社名義の普通預金口座に入金した。

請求人およびHは、被相続人の相続にかかる相続税について、法定申告期限までに相続税の申告書を共同で提出した。申告書には、被相続人の債務として請求人からの借入金1460万円（別件証書に係る借入金960万円、本件500万円の合計）が計上され、借入金は請求人が負担する旨の記載があった。

令和元年12月18日、原処分庁の調査担当職員は相続税の調査に基づき、本件500万円に係る借入金の債務控除を否認。原処分庁が

重加算税の賦課決定処分を行ったことで争いが起きた。争点は、請求人に通則法第68条1項に規定する「仮装」に該当する事実があったか否か。

**信用金庫からの融資が頓挫し
請求人が代わりに金員を貸付**

請求人は、「金員は、J社による各建物の購入に充てるため、請求人からJ社に対して本件500万円の貸付けがされた後、被相続人からJ社へ貸し付けられたもの。被相続人の預貯金の口座を経由することなくJ社の預金口座へ入金されたのは、各建物の購入に係る決済日が迫っていたため、請求人が直接J社の預金口座へ振り込んだ」などと「仮装」はなかったと主張。

一方の原処分庁は、「請求人は、本件500万円に係る借入金を実際には存在しないにもかかわらず、相続税の債務控除を受けるため、被相続人がJ社に金員を貸し付けるために請求人から本件500万円を借り入れていたかのように

仮装する目的で本件証書を作成した」などと「仮装」の事実があったとした。

両者の言い分に審判所は、「被相続人は、土地の購入資金の一部である2千万円の融資をM信用金庫から受ける予定だったが、それが頓挫し、請求人が代わりに被相続人に金員を貸し付けることとなった経緯が認められ、金銭借用証書の表題に一時的な貸付けであることを意味する「一時」と付されていることなどからすれば、請求人が被相続人に同金員の貸付けをしたとしても不自然とはいえない」。

また、「暫定的に請求人から被相続人に対する貸付けが行われた可能性があるから、請求人から被相続人に直接送金されていないことをもって直ちに被相続人の請求人からの借入れがなかったとはいえない」などと判断。「請求人に仮装があったとは認められない」として請求人の主張を認めた。

（令和3年6月3日裁決）



最高裁

国税の「伝家の宝刀」追認 不動産節税対策への影響は…

相続した賃貸不動産の評価額について、路線価ではなく、税務署が「伝家の宝刀」と呼ばれる評価通達6により鑑定評価を行い、更正処分等をしたことが違法かどうかで争われた裁判で、最高裁は4月19日、納税者敗訴となった東京高裁の判断を支持し、納税者側の上告を棄却した。最高裁は3月15日に弁論を再開したため、高裁判決が覆るのではないかとの見方もあったが、これで納税者の敗訴が確定した。

今回のケースは、被相続人が購入していた賃貸不動産について、相続人が路線価に基づいて評価したところ、税務署が「時価と著しく乖離している」として評価通達6を適用。鑑定評価により算定し、相続人に対して更正処分等を行ったことが争いの発端だ。

問題となった不動産は、相続開始3年半前に信託銀行から6億3000万円を借入れ、都内の共同住宅（①不動産）を8億3700万円で購入。また、相続開始前2年半前に信託銀行から3億7800万円、親族から4700万円を借入れ、神奈川県共同住宅（②不動産）を5億5000万円で購入（以下、①②の不動産を併せて「本件各不動産」といい、その購入・借入れを「本件購入・借入れ」という）。なお、②不動産は相続開始後の平成25年に5億1500万円で売却されている。

平成24年6月に相続が開始。相続人は翌年3月、財産評価基本通達に基づき①不動産を約2億円、②不動産を約1億4000万円と評価し、購入時の借入金を差し引いて相続税を0円と申告した。

しかし、税務署は平成28年4月、本件各不動産の価額について、評価通達の定めによって評価することは著しく不適当と認められることから、同通達に定める通常の通達評価以外の評価方法を認める例外規定を適用。それにより、①不動産は鑑定評価額7億5400万円、②不動産は鑑定評価額5億1900万円として相続税の更正処分等を行った。

平等原則に違反することにならない 合理的な理由があると認められるか

最高裁は、相続税法22条について「相続等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時における時価によるとする」規定であることを確認した上で、「相続税の課税価格に算入される財産の価額は、客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではない」と説示。

他方、租税法上の一般原則としての平等原則は、「租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される」とし、「評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っているのは公知の事実。特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは、たとえ当該価額が客観

的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、平等原則に違反するものとして違法というべきである」と指摘した。

そして、「相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められる」から、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反するものではない」と判断した。

次いで最高裁は、今回の事実関係に上記の考えを当てはめ、以下のことを指摘した。ア、通達評価額と鑑定評価額との間に大きな乖離があるものの、これだけでは合理的な理由があることにはならないが、本件購入・借入れが行われなければ相続税の課税対象額が6億円を超えるものであったこと。イ、基礎控除の結果、相続税の総額が0円になり。相続税の負担が著しく軽減されていること。

ウ、本件購入・借入れは、近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において納税者らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて購入・借入れを企画して実行しており、租税負担の軽減をも意図して行っていること。

以上のことを踏まえ、最高裁は「本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と申告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべき」、「したがって、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するということとはできない」として、税務署が鑑定評価額に基づいて評価したことは「適法」とであると判断した。

国税当局の研修資料に示された 評価通達6の発動4条件とは？

財産評価基本通達に定められた例外規定の通達6では、「財産評価基本通達」の定めによって評価することが「著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受

けて評価する」こととしている。

当局では、これを駆使する方向で、調査官らに指示していた。たとえば、平成28事務年度の東京国税局の研修資料では、当時、横行したタワーマンション節税などに対する抑止策として、通達6の適用にあたり、着眼点を次のように示していた。

- （1）評基通（財産評価基本通達のこと、以下同じ）に定められた評価方法を形式的に適用することの合理性が欠如していること
- （2）評基通に定められた評価方法のほかに、他の合理的な評価方法が存在すること
- （3）評基通に定められた評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在すること
- （4）上記（3）の著しい乖離が生じたことにつき納税者側の行為が介在していること

今回の最高裁の判決を見ると、これら国税当局内部における通達6の発動4条件について検討していることが分かる。つまり、この4条件を満たすものについては、「相続税法の解釈適用を誤った違法はなく、平等原則にも反しない」として、通達6を適用することに一定限度で最高裁がお墨付きを与えたといえそう。

とはいえ、最高裁が下級審の判断を追認するなら、改めて弁論を開かず上告を認めない決定などを下すこともできたはずだ。わざわざ弁論を再開した背景には、国税当局の通達6の適用が重なるにつれ（平成26年から令和3年まで全国で9件）、裁判になったケースが少なくとも2件（うち1件は不動産）は存在する事実がある。最高裁は、節税対策で税額を0円にするような今回の典型的な事実関係の下での考え方を示し、今後、上記の発動4条件の適用に当たり判断が迫られるであろう様々な通達6の適用事案に備えて、ひとつの先例を示したといえそう。

もっとも、借入れで不動産購入する相続対策が全面的に否定されたとまではいえない判決であることは確か。通達6の発動4条件には、まだはっきりしていない要素、たとえば、通達評価と鑑定評価のかい離の度合い、税負担の不公平が認定される判断基準などが山積しており、実務上、注意すべき検討課題は当面残ることになる。

令和2年分

各都道府県の相続税申告状況をチェック!



国税庁が公表した令和2年分の相続税の申告状況によると、令和2年の1年間（令和2年1月～12月）における全国の被相続人数（亡くなった人）は137万2755人で、そのうち相続税の課税対象となった被相続人数は12万372人。前年分の11万5267人より5105人増加した。

令和2年分の相続税の課税割合は8.8%（前年分8.3%）となった（令和2年分は令和3年11月1日までに提出された申告書に基づき作成している）。相続税の申告

状況を都道府県別で見ると、課税割合が最も高かったのは東京都の17.0%で、前年分の16.3%から0.7ポイント上昇した。次いで、愛知県14.3%（前年分13.9%）、神奈川県13.5%（同12.6%）。埼玉県10.4%（同10.1%）、京都府10.1%（同9.6%）となっている。47都道府県のうち、相続税の課税割合が10%を超えたのは、この1都1府3県だった。

課税対象の被相続人数を都道府県別に見ると、課税割合と同

様、東京都が2万636人（同1万9645人）と最も多い。続いて、神奈川県1万1390人（同1万574人）、愛知県1万87人（同9731人）、大阪府8092人（同7599人）、埼玉県7362人（同7035人）、千葉県5549人（同5276人）、兵庫県5342人（同5015人）となっており、この1都1府5県では、課税対象の被相続人が5千人を超えている。

相続税の基礎控除が引き下げられる前の平成26年分の課税対象者は5万6239人。令和2年分は12万372人と2倍以上に増えており、国税庁では、申告件数が大幅に増加したことを受けて、実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用している。

具体的には、①保有する資料情報等から相続税の無申告が想定される納税者等に対し、書面照会を行うことによる、自発的な期限後申告書の提出を促す取り組み、②調査すべき問題点が限られている事案に対し、実地に赴かないで、電話や来署依頼による調査を実施し、より効率的に納税者等に接触する仕組み—といったことに積極的に取り組んでいる。

こうした簡易の接触を令和2事務年度は1万3634件（前事務年度8632件）に行い、このうち申告漏れなどの非違や回答などがあったのは3133件。申告漏れ課

税価格は560億円、追徴税額は65億円となり、いずれも簡易な接触の事績を集計し始めた平成28事務年度以降で最高となった。

**遺産分割事件の新受件数
20年間で約1.5倍に増加**

高齢化により相続の発生件数が増えているが、それだけ相続人同士の争いも増加傾向にある。最高裁判所の令和元年度・司法統計年報（家事事件編）によると、遺産分割事件の新受件数（審判＋調停）は、平成10年時点で1万302件だったが、令和元年には1万5842件となっており、20年間で1.5倍も増えている。

相続財産をめぐる争いというと、資産家の問題と思われがちだが、司法統計年報によると、遺産分割事件で争っている金額の割合として5000万円以下が全体の76.6%を占めており、全体の33.8%は1000万円以下の遺産をめぐる争われている。

このように遺産の多い少ないに関係なく、相続人が複数いれば、どんな家庭でも争いが起きることが分かる。特に、相続財産の中には簡単に分けられないものも多いだけに、相続を『争族』にさせない事前対策をしっかりと考えておくことが重要だ。

令和2年分 相続税の課税割合と課税対象の被相続人数(都道府県別)

	令和元年分	令和2年分	被相続人数		令和元年分	令和2年分	被相続人数
北海道	4.1%	4.4%	2,858人	滋賀県	7.7%	7.7%	1,010人
青森県	2.9%	3.0%	749人	京都府	9.6%	10.1%	2,709人
岩手県	4.1%	4.4%	736人	大阪府	8.4%	8.8%	8,092人
宮城県	5.7%	6.2%	1,519人	兵庫県	8.7%	9.1%	5,342人
秋田県	2.6%	2.5%	386人	奈良県	9.2%	9.7%	1,426人
山形県	4.1%	4.2%	642人	和歌山県	6.8%	7.1%	891人
福島県	4.9%	5.3%	1,290人	鳥取県	5.0%	5.0%	352人
新潟県	5.8%	5.9%	1,729人	島根県	4.6%	4.7%	452人
長野県	6.6%	7.2%	1,821人	岡山県	7.3%	7.2%	1,576人
茨城県	6.0%	6.3%	2,084人	広島県	8.4%	8.9%	2,705人
栃木県	6.4%	6.8%	1,484人	山口県	6.1%	6.6%	1,215人
群馬県	7.7%	7.9%	1,834人	徳島県	7.2%	7.0%	690人
埼玉県	10.1%	10.4%	7,362人	香川県	8.2%	8.7%	1,063人
千葉県	8.5%	8.9%	5,549人	愛媛県	6.5%	6.6%	1,197人
東京都	16.3%	17.0%	20,636人	高知県	5.1%	5.3%	530人
神奈川県	12.6%	13.5%	11,390人	福岡県	5.9%	6.2%	3,319人
山梨県	6.4%	7.0%	683人	佐賀県	3.8%	4.4%	439人
富山県	7.2%	7.9%	1,029人	長崎県	3.4%	3.7%	655人
石川県	7.4%	7.7%	977人	熊本県	4.0%	4.6%	982人
福井県	7.1%	7.4%	686人	大分県	4.3%	4.4%	639人
岐阜県	8.5%	8.9%	2,022人	宮崎県	3.6%	3.3%	463人
静岡県	9.6%	9.9%	4,193人	鹿児島県	3.5%	3.6%	777人
愛知県	13.9%	14.3%	10,087人	沖縄県	6.5%	6.7%	827人
三重県	7.3%	7.1%	1,480人	全国平均	8.3%	8.8%	120,372人

美術品の相続・資産評価

日本全国
お伺いします。



物件確認

▶▶▶

評価作業

▶▶▶

納品

相続物件が美術品に該当するかどうかの仕分け作業をおこないます。点数が多い場合などは、評価対象物件の絞り込みもいたします。

対象物件のコンディション、サイズ、真贋、付属品などのチェックを行い、評価いたします。※真贋鑑定のみ、また真贋鑑定書の発行はいたしません。

弊社では関与先のお悩みやご要望に応じたアドバイスをいたします。お気軽にお問い合わせください。

日本税理士協同組合連合会指定会社
東京都弁護士協同組合特約店

株式会社

美研鑑定
総合美術 保険評価

お問い合わせは、日本税理士協同組合連合会の事務代行社
(株)日税ビジネスサービスへ(株式会社 美研鑑定より折り返しご連絡いたします。)

TEL.03-3345-0888

ホームページ <http://www.nichizei.or.jp/service/f06.html>

評価対象物件

絵画(洋画・日本画)／版画／掛軸、書画、屏風／
茶道具／日本陶磁器／西洋陶磁器／東洋陶磁器／
ガラス製品／彫刻／工芸品／宝飾品／宝飾時計／
オールドヴァイオリン、アンティーク楽器／
アンティーク家具、高級家具／ヴィンテージワイン／
絨毯／着物／骨董品／現代美術 ほか



小規模宅地等の特例適用をめぐる

最近のトラブル事情

相続税の申告において小規模宅地等の特例を適用する納税者は多いが、その適用をめぐり税務当局と争いになるケースも後を絶たない。最近では相続税の申告を担当した税理士が、依頼者である納税者から特例適用の誤りがあったとして損害賠償を求められるケースも散見されるようになってきた。同特例の適用をめぐる最近のトラブル事情を探った。

小規模宅地等の特例とは？

小規模宅地等の特例とは、被相続人等の商売の敷地（特定事業用宅地等）や自宅の敷地（特定居住用宅地等）、貸家の敷地（貸付事業用宅地等）を親族が相続した場合に、一定要件のもと、その土地の課税価額の一定割合が減額される税制上の特典だ。主な宅地の種類と上限面積、減額割合は次の表のとおり。

＜小規模宅地等の特例の限度面積と減額割合＞		
宅地等の種類	上限面積	減額割合
特定事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用	200㎡	50%
特定居住用宅地等	330㎡	80%

「被相続人と生計―」であるか？
～令和元年4月8日裁決～

被相続人が保有していた貸付事業用宅地等で、親族が貸付事業を行っているケースで、小規模宅地等の特例の適用要件のひとつである「被相続人と生計―」であるかどうかで争われた事例。

問題になった貸付事業用の宅地は約170㎡の土地で、被相続人である母親と納税者Aが持分2分の1ずつ保有していた。ただ、母親は、入居金や施設利用料の前払金など1500万円弱を自腹で払い、平成18年から介護サービスのある有料老人ホームに入所。Aとは同居せず、病院に入院するとき以外は外泊もなかった。その後、母親が亡くなり、Aは残りの宅地の持ち分2分の1を相続したが、この2分の1について小規模宅地等の特例を適用して申告したところ、税務署から否認されて争いとなった。

国税不服審判所は、「『生計を一にしていた』とは、同一の生活単位に属し、相助けて共同の生活を営み、あるいは日常生活の資を共通にしていたことをいい、（中略）同居していない場合には、その親族が被相続人と日常生活の資を共通にしていたと認められることを要し、そのように認められるためには、少なくとも、居住費、食費、光熱費その他日常生活に係る費用の主要な部分を共通にしていた関係にあったことを要するものと解するのが相当」とした。

その上で審判所は、次のような事実関係を確認して請求を棄却した。

①亡くなった母親が有料老人ホームに入居後

相続開始までの約9年間、Aとは同居していなかったこと

②老人ホームの入居金、施設利用費および管理共益費に充当される前払金、月額の利用料、利用料に含まれない実費負担額のすべてを母親が負担していたこと

③Aの日常生活に係る費用の主要な部分を母親が負担していた事実も見当たらないこと

1階と2階が分かれた建物
～令和3年6月21日裁決～

被相続人は平成13年1月、2階建ての一棟の建物を新築し、区分所有建物である旨の登記をした。建物はそれぞれ玄関、リビング、寝室、台所、洗面所、風呂場、トイレがあり、建物の内部では1階と2階で行き来することができず、外階段によって行き来する構造だった。

なお、建物の電気、ガス、水道のメーターは建物1階部分と建物2階部分とでそれぞれ分かれており、被相続人が死亡するまでの間、建物1階部分については請求人である子が契約して使用料を支払っており、建物2階部分については被相続人が契約して使用料を支払っていた。相続開始後、母親と子は、それぞれ居住する敷地権について小規模宅地等の特例を適用して申告したところ、税務署は子の相続した敷地権部分について特例適用を否認した。

争点は、①子の住む建物の敷地権は、被相続人の居住の用に供されていた宅地等に該当するか。②子は、被相続人と生計を一にしていた親族に該当するか否か。

審判所は「事実を総合勘案して、社会通念に照らして客観的に判断すると、被相続人夫婦は、1階部分に生活の拠点を置いていたと認めることはできず、敷地権は、被相続人の居住の用に供されていた宅地等に該当するとは認められない」と判断。また問題の建物は「一棟の建物と認められるものの、『区分所有建物』に該当することから、問題の敷地権は、被相続人の居住の用に供されていた部分に含めることはできない」とした。

②について審判所は、事実として、被相続人の妻の生活費は、被相続人の年金収入等で賄われていることを指摘し、「居住費、食費、光熱費 その他日常生活に係る費用の主要な部分について独立した資によっていたものと認められるから、請求人ら（子）と日常生活の資を共通にしていた関係にあったと認めることはできない」と判断している。



このように、小規模宅地等の特例を適用するにあたり、相続人が相続直前まで被相続人と同居していたか、同居していなくとも「生計―」であったかどうか問われるケースが目立つ。

特例適用の判断ミスで
税理士に損害賠償請求

審判所に対する審査請求とは別に、納税者が、申告依頼をした税理士に対し、小規模宅地等の特例を適用することができたのに、それを怠ったなどとして、損害賠償請求訴訟を裁判所に提起する事例も出てきている。

たとえば、相続人の会社が、被相続人の土地を無償で借りていたところ、相続直前になって、その土地を賃貸借契約に切り替えたが、初回の賃料支払い前に相続が発生。申告の依頼を受けた税理士が、この土地について小規模宅地等の特例の適用をしなかったため損害を被ったとして裁判になった事例がある（横浜地裁令和2年6月11日判決）。

税務上の争点は、相続人の借りていた土地が小規模宅地等の特例の適用のある「特定同族会社事業用宅地等」に該当するかどうか（判例時報2483号）。横浜地裁は、相続の開始前に賃料の支払われたことがあることを必須とするものではないなどとして、最終的に小規模宅地等の特例の適用ができたと判断している。

また、最近の争いとしては、相続税の申告依頼を受けた税理士法人が、被相続人が住んでいた自宅の敷地について小規模宅地等の特例を適用せず、別の土地を貸付事業用宅地等として小規模宅地等の特例を適用したこと、数百万円もの相続税を払い過ぎたとして相続人が裁判を起こした事案がある。小規模宅地等の特例は、特例を適用する宅地等を一度適法に選択すると、より有利な選択があったことが判明しても更正の請求で変更を認めてはもらえない。そのため、納税者が裁判で損害賠償を求めるわけだ。

この争いで税理士法人側は、被相続人が相続直前に自宅に居住せず、その理由が老人ホームなどの政令で定める施設以外で介護等を受けていたため、特例の要件を満たさないと反論している模様だ。



平成30年6月、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の一部改正が行われ、令和4年4月1日から施行された。成年年齢が見直されるのは実に140年ぶり。これにより、2022年4月1日時点で18歳、19歳の人は新成人となり、同年4月2日以降生まれの人は18歳の誕生日に成人となる。

民法が定める成年年齢には、次の2つの意味がある。①一人でも有効な契約をすることができる年齢、②父母の親権に服さなくなる年齢。つまり、18歳になれば、親の同意がなくても自分の意思で様々な契約ができるようになるわけだ。例えば、携帯電話やクレジットカードの契約ができるほか、高額な商品を購入する際にローンを組むことも可能だ。

ただし、成年として契約しているため、未成年であることを理由に契約を取り消すことができる「未成年者取消権」が行使できなくなる。そのため、社会経験が浅く、保護がなくなったばかりの18歳、19歳の新成人を狙った悪質商法や詐欺などが横行することも考えられるため、法務省

や経済産業省、消費者庁などが注意を呼びかけている。

新成人の18歳になれば10年有効のパスポートを取得できるほか、公認会計士や司法書士などの資格も取得できる。また、女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられた。成年年齢の引下げは、様々なところに影響してくるが、税制にも関係するところがあるので確認しておきたい。

相続税の未成年者控除

未成年者控除は、相続で財産を引き継ぐ相続人が未成年の場合、相続税の額から一定の金額を差し引くことができる制度。これまで未成年者の相続人が満20歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額が控除されたが、2022年4月1日からは満18歳になるまでの計算に変わる。10万円×2年（18歳、19歳）で控除額が20万円少なくなる。

相続時精算課税制度

これまでは相続時精算課税を

利用すると、60歳以上の父母・祖父母から20歳以上の子や孫が財産をもらったときに累計2500万円までは贈与税が非課税になった。

今回の成年年齢の見直しにより、相続時精算課税の適用を受けられるのは20歳以上から18歳以上となり、これまでより2年早い段階で同制度の活用を検討することができるようになった。

暦年課税制度

暦年贈与には110万円の基礎控除額が設けられており、1月1日から12月31日までの1年間の贈与金額の合計が110万円以内であれば贈与税はかからない。

基礎控除を超えた分については、「一般贈与財産」または「特例贈与財産」の税率が適用される。一般贈与財産はこれまで、直系尊属以外の親族（夫、夫の父や兄弟など）や他人から贈与を受けた場合、また、直系尊属から贈与を受けたが、受贈者の年齢が財産の贈与を受けた年の1月1日現在において20歳未満の子や孫の場合が対象だった。

一方、特例贈与財産は、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により財産を受けた子どもや孫で、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の場合に適用され、一般贈与財産よりも税率が低く設定されていた。

この特例贈与財産の税率の適用要件も2022年4月1日以後は20歳以上から18歳以上に変更されている。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

父母や祖父母など直系尊属から20歳以上の子や孫への贈与により、住宅用の家屋の新築、取得、増改築などをするための資金を贈与した場合、一定の要件を満たすときは、一定の金額について贈与税が非課税とされていた。

適用期限はもともと2021年12月31日までだったが、2022年度税制改正により、非課税枠を最大1500万円から1000万円に縮小した上で、適用期限が2023年12月31日までと2年延長された。この制度の適用年齢も従来の20歳以上から18歳以上に変更された。

遺産分割協議

税制ではないが、相続時の遺産分割協議にも影響があるので確認しておきたい。

未成年者の子と親権者が相続人として遺産分割協議を行うことは、未成年者と親権者の互いの利益が相反する「利益相反行為」となり、未成年者のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

この未成年者もこれまでの20歳未満から18歳未満に変更された。これにより、2022年4月1日からは遺産分割協議に参加できなかった18歳、19歳も特別代理人を選任せずに遺産分割協議に参加することが可能となった。

配偶者居住権



令和3年の設定登記は880件

夫婦の一方が亡くなったとき、残された配偶者の居住権を保護するために創設された「配偶者居住権」の利用件数が増加している。

配偶者居住権制度は令和2年4月に施行されたが、法務省の登記統計によると、当初は利用件数がごくわずかで、登記件数は毎月1桁という状況が続いていた。

しかし、令和2年12月に登記件数が単月で50件を突破。その後も右肩上がりに増加し、令和3年10月からは90件台を維持しており、令和3年の1年間における配偶者居住権の設定の登記件数は880件に上っている。令和2年4月から1年間の登記件数301件と比べても、利用件数が大きく

伸びていることが分かる。

配偶者居住権は、夫婦の一方が亡くなったときに、残された配偶者が亡くなった被相続人の所有する建物（夫婦共有の建物も可）に居住していた場合で、一定の要件を満たすときは被相続人が亡くなった後も残された配偶者が賃料の負担なくその建物に住み続けることができる権利。残された配偶者は、被相続人の遺言や遺産分割協議などによって配偶者居住権を取得することができる。

配偶者居住権は、第三者に譲渡したり、所有者に無断で建物を賃貸したりすることはできないが、建物の「所有権」を取得するよりも低い価額で「居住権」を確保することができるため、配偶者が配偶者居住権を取得するこ

とで、預貯金などのその他の遺産をより多く取得することができるメリットがある。

配偶者居住権は、成立要件を満たしていれば権利として発生するが、配偶者居住権を第三者（例えば、居住建物を譲り受けた人）に対抗するためには登記が必要となる。権利を主張するための登記は、登記の先後で優劣が決まるため、権利関係をめぐるトラブルを避けるためには、配偶者居住権を取得したらできるだけ早く登記手続をする必要がある。

なお、居住建物の所有者は、配

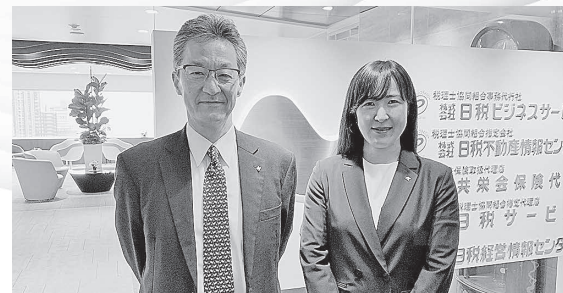
配偶者居住権の登記件数

	登記	個別		登記	個別
2020年5月	1	1	3月	72	73
6月	5	5	4月	50	50
7月	7	9	5月	55	58
8月	8	8	6月	76	78
9月	14	15	7月	77	77
10月	14	14	8月	84	84
11月	29	29	9月	87	90
12月	51	52	10月	98	101
2021年1月	51	52	11月	91	93
2月	49	50	12月	90	94

偶者に対して配偶者居住権の登記を備えさせる義務を負っている。配偶者居住権の設定登記ができるのは建物だけで、その敷地である土地には登記できない。

相続対策や認知症対策として注目 家族信託で財産や生活を守る！

近年、新しい財産管理や相続・事業承継対策の有効手段として「家族信託」が注目されているが、具体的にどんな場面で効果を発揮し、活用するにはどのような点に注意すべきなのだろうか。一般社団法人家族信託普及協会の認定資格「家族信託コーディネーター」を保有し、(株)日税経営情報センターにおいて「日税民事信託コンサルティングサービス」を提供している松本勇氏に話を聞いた。



(株)日税経営情報センターにおいて民事信託のサポートを行っている松本勇氏と大瀧祥子氏

——家族信託について簡単に教えてください

まず、信託とは、財産を持っている人すなわち委託者が、その財産の管理や処分を、信頼できる人すなわち受託者に任せる仕組みです。信託銀行や信託会社などがビジネスとして受託をする商事信託ではない信託の類型として民事信託があり、家族が受託者となることが多いことから家族信託とも呼ばれています。家族信託は、例えば自分の老後に備え、保有する不動産や預貯金を信頼できる家族や親族に託し、その管理や処分などを任せるなど、財産管理のひとつの手段として利用されています。家族信託は家族や親族の中から受託者を選ぶため大きな手数料を支払う必要はなく、無償や低額の報酬で利用することができます。また、本人が亡くなった後も、ご自身の意向が反映された資産管理・資産承継が実現できます。このように家族信託は、まさに家族による家族のための信託といえます。

——家族信託という制度は、以前はなかったのでしょうか。

信託法が制定された1921年以降、信託は商事信託が中心でした。しかしながら、信託が持つ資産管理・資産承継の機能をより活用しやすくするために2006年に信託法が改正され、家族信託が本格的に利用されるようになりました。ただ、2007年の施行

からしばらくの間は認知度も低く、それほど普及しませんでした。

——何をキッカケに注目されるようになったのでしょうか。

やはり、高齢化の進展に伴って認知症や介護など、家族の問題が社会的課題となったのが大きいと思います。また2015年の相続税の基礎控除の引き下げで、相続を意識する方が増えたこともひとつの要因ではないかと考えています。

——認知症患者は年々増えていると聞きます。

厚生労働省によると、2025年には認知症患者が約700万人となり、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されています。2050年には1000万人を超えるとも言われていますので、決して人ごとではありません。親が認知症になって介護期間が長引けば、それだけお金もかかってきます。そのため、子どもに迷惑をかけたくないという想いから、親が自分の介護費用を自分で用意しているケースも多いですが、親が認知症と判断された場合、金融機関が親の口座を凍結してしまうことも考えられ、その場合にはたとえ親族であっても親の口座からお金を引き出すことが難しくなってしまいます。あらかじめ家族信託を設定し、親の口座のお金を信託の口座に移して管理することで、そういったリスクにも対応することができるわけです。

——自分のお金なのに自分のために使えないのは切ないですね。

預貯金だけではありません。将来、親が本人名義の自宅を売却して、そのお金を介護施設の利用料などに充てようと考えている場合も、親が認知症になれば不動産を売却することが困難になり、介護施設に入居するお金が用意できない恐れがあります。認知症になると法律行為や契約行為ができなくなりますので、意思や判断能力があるうちに家族へ財産の管理や運用を託しておけば、認知症を発症しても財産を有効活用することが可能となります。

——そのほか、どのようなケースで家族信託が利用されていますか。

アパートなどの収益不動産の所有者が認知症になると、収益不動産の管理や修繕、新たな賃貸契約などができなくなりますので、そうしたリスクを回避するために家族信託を利用するケースは多いですね。この場合、例えば、収益不動産の所有者である父親が長男を受託者として家族信託を設定し、収益不動産の管理などは長男が行い、父親は受益者として信託配当を受領します。もし、父親が認知症を発症しても財産はしっかり管理できるほか、父親が亡くなった後は、妻（母親）が信託配当を受領するように設定しておくことで、相続発生後の妻の生活を守ることもできます。

——家族信託は事業承継対策とも親和性がありそうですね。

おっしゃるとおり、家族信託は事業承継対策にも非常に有効です。家族信託を利用すれば、単純な生前贈与では実現できない、株式の財産権と経営権を分離させた自社株承継も可能となります。例えば、会社の現オーナーに議決権行使の指図権を残しておくことで、後継者に株式が移転した後も現オーナーが経営権を維持できますので、未熟な後継者を育成しながら円滑な事業承継を行うことができます。もちろん、その前にオーナーが認知症を発症すれば、事業承継対策がかなり制限されますので、早いうちにアクションを起こすべきでしょう。

——家族信託を利用する際に注意すべき点がありますか。

家族信託は委託者と受託者の間での契約で成立するものではありますが、どのようなスキームにするのか、実務的にはどのような手続きが必要になるのかなど、専門家のアドバイスを受けた方が安心です。ほかのご家族との関係においても第三者が入ってご説明をしたほうがスムーズにいくこともあると思います。なお、相続対策や事業承継対策において、家族信託が必ずしもベストの解決方法であるとは限りません。家族信託ありきではなく、それぞれの状況に応じて最適な提案をしてくれる専門家に相談すべきでしょう。



大切な財産や事業を守り、次世代へ繋いでいく 日税民事信託コンサルティングサービス

日税グループの(株)日税経営情報センターでは、『日税民事信託コンサルティングサービス』を提供しています。関与先様から民事信託（家族信託）のご質問やご相談を受けた際には、是非、日税経営情報センターにお声がけください。

一般社団法人家族信託普及協会の認定資格「家族信託コーディネーター」を保有する当社の担当者が、大切な財産や事業をどう守り、次世代へどのように繋いでいきたいかという関与先様の想いをお聴きして、その実現に向けて民事信託（家族信託）を含めた様々な方法を考え、ベストな提案をさせていただきます。

民事信託（家族信託）や資産・事業承継は
(株)日税経営情報センターにご相談ください！
☎03-3345-0600（担当：松本、大瀧）

(株)日税経営情報センターのホームページに
信託に関するコラムを連載中！
<https://nbs-nk.com/>



スマホやパソコンには様々な情報が…

今すぐ始めたい『デジタル終活』

スマートフォン（スマホ）やパソコンのログインパスワードを誰にも伝えずに持ち主が亡くなり、遺族や会社関係者がこれらのパスワードロックを解除できずに、予期せぬトラブルに巻き込まれてしまうケースが相次いでいる。一方、パスワードロックを解除したことで、機器内などに保存されていた故人のプライベートな情報が遺族などに知られてしまうケースも珍しくない。こうしたトラブルを防ぐため、日本デジタル終活協会では、自身の死後のスマホやパソコン内のデータといった「デジタル遺品」の処理を考える「デジタル終活」を広める活動を行っている。代表理事を務める伊勢田篤史弁護士・公認会計士に話を聞いた。



日本デジタル終活協会 代表理事
伊勢田 篤史 弁護士・公認会計士

——伊勢田先生がデジタル終活に注目されたキッカケからお聞きます。

相続は、亡くなった方から残された方への「想い」のリレーです。しかし、その想いとは裏腹に、相続で争う人は後を絶ちません。トラブルを未然に防ぐためには、亡くなった後の身の回りの整理や相続対策など、いわゆる「終活」を行っておくことがとても有効です。私は、「いつか相続で苦しめられる人をゼロにしたい」という想いから、「終活弁護士」として相続対策の観点から終活を広める活動を行ってきました。そんな活動の折、ある方からの紹介で、萩原栄幸先生の「デジタル遺品が危ない」という書籍を読みまして、そこで「デジタル遺品」や「デジタル終活」という言葉を知りました。

——書籍を読んでどう思われましたか。

とても面白いと思いましたね。終活というと、どうしても「葬儀どうする？」「お墓をどうする？」という非日常的な部分に目が行きがちで、なかなかとつきにくいという印象をもたれることもありました。一方で、デジタル終活というのは、毎日使っているスマホやパソコンという「日常」が対象となります。どうしても「他人事」のように捉えられがちな終活を、「我が事」として捉えてもらうことができるきっかけになるのではないかと思います。2015年当時、デジタル終活という言葉自体、まだ世間にほとんど認知されていませんでしたので、なんとかして広めたいと思いました。

——どのようにして「デジタル終活」を広めていったのでしょうか。

2015年当時、この問題を取り扱っている専門家は非常に少なく、特に土業の先生でデジタル終活に取り組んでいる方は、インターネットで調べた限りでは皆無でした。そこで、土業の立場からデジタル終活を広めていこうと考えましたが、一人の弁護士という形よりも協会という形にしたほうが認知もされやすいのではないかと思います。「日本デジタル終活協会」という協会を立ち上げました。協会では、デジタル終活に特化した日本初のエンディングノートを企画・製作したほか、デジタル終活のセミナーなどを積極的に開催していました。

——デジタル終活のポイントを教えてください。

遺族が亡くなった方のスマホやパソコンな

どを調べる際、最も問題となるのが「デジタル機器にログインできるかどうか」という点です。ログインさえできれば、保存されているデータや利用しているインターネットサービスなどを確認できますので、その後の引き継ぎなどの作業をスムーズに進めることができます。とにかく、デジタル機器のログインパスワードだけは必ずメモに残しておくべきです。ログインパスワードを共有しておくだけで、デジタル遺品に関する問題は8～9割解決するといっても過言ではありません。

——パスワードが分からなければ、どうすることもできませんね。

パソコンであれば、専門事業者に依頼すれば、比較的安価にパスワードロックを解除してもらうこともできます。一方で、スマホのパスワードロックは、そもそも対応できる専門事業者も限られており、また非常に高額となるケース（20万円以上かかることも）が多いと聞きます。またロック解除に半年以上かかるケースもあるようです。スマホのパスワードがわからない場合には、残念ながら、過半数以上の方がデータ復旧を諦めてしまうようですよ。

——パスワードの共有のほかに、どんな対策がありますか。

遺族は、相続手続きの観点から、故人の金融資産を把握する必要がありますので、現在利用しているネット銀行やネット証券の会社名（ID、PWまでは不要）をデジタル機器のログインパスワードと一緒にメモしておくといでしょう。また、サブスクリプションサービスは遺族が解約しなければいけない場合がありますので、利用しているサービス名などをリストアップしておくといと思います。

——デジタル遺品は、高齢者よりも若い人のほうが多く持っている感じがします。

おっしゃるとおりです。終活は、高齢者が行うものというイメージがありますが、デジタル終活はむしろスマホやパソコンなどのデジタル機器を使いこなしている若い人こそ、やっておくべきものといえます。また、個人事業主や中小企業の経営者は、仕事に関する情報がスマホやパソコンに大量に保存されているケースも多いかと思いますので、仕事の引き継ぎという面からもデジタル遺品の処理について考えておく必要があります。

——仕事で使っているデジタル機器のパス

ワードなども、家族に伝えておくべきなのでしょうか。

万が一の際には、業務の引継ぎなどもありますので、仕事で使用しているデジタル機器のログインパスワードの共有は必要不可欠です。一方で、家族や従業員に見られたくないデータ等も存在する可能性があり、慎重な対応が求められるといえるでしょう。

——では、どのような対策が考えられますか。

個人事業主や中小企業の経営者が使用している仕事用のデジタル機器のログインパスワード問題については、信頼できて守秘義務も負っている顧問税理士の先生にお願いするのが最適だと考えます。エンディングノートなどを活用して、どこに、どんな名前でデータが保存されていて、どう処理してほしいのか、ログインパスコードと一緒に書いて置き、税理士の先生と共有しておくといでしょう。必要な情報を取り出した後は、個人情報情報の漏洩を防ぐために物理的に破壊してもらえばデータは完全に消去できますので、具体的な対応策を税理士の先生と一緒に考えることが求められます。

——協会を立ち上げた2016年と比べると、デジタル終活の認知度は高まってきたと感じますか。

楽天インサイト(株)が男女1千人を対象に「終活に関する調査」を今年実施しましたが、終活の実施意向がある人に今後する予定があること、興味があることを複数回答で聞いたところ、「家の中の荷物整理」が60.9%とトップでしたが、次に多かったのが「パソコンやスマートフォンなどのデータ整理」で39.8%と約4割に及んでいます。こうした数字からも、デジタル遺品について考える人が増えていると感じますね。

——最後にメッセージをお願いします。

デジタル終活は、たった10秒。スマホやパソコンのログインパスワードを共有するだけで済んでしまう、最高にコストパフォーマンスの高い終活です。税理士の先生方におかれましては、まずはご自身の万が一に備えて対策をして頂けたらと思いますが、一方で、「終活」や「事業承継」をはじめのきっかけを作ることができるコンテンツとして、是非「デジタル終活」をお客様にもお勧めしていただけたらと思います。1人でも多くの方に、デジタル終活に取り組んでもらえたらうれしいです。

令和4年公示地価 全国的に回復の兆し コロナ禍の影響も徐々に緩和



【東京圏】

東京圏では商業地が0.7%と2年ぶりに上昇した。

東京都の商業地は0.6%上昇し、都内23区では20区がプラスとなった。上昇率トップは中野区で、中野駅周辺では再開発事業が進められていることから1.8%上昇した。

一方、ダウンしたのは中央区、千代田区、港区で、いずれの区も都心に位置しており、新型コロナウイルスの影響により飲食や観光客に関連した需要の減退、オフィス市況の先行き不透明感などから逆風が続いているが、国土交通省では「国内客により人流が回復傾向にあることなどから下落率は縮小傾向にある」としている。

多摩地区では商業地が0.5%上昇。16市町が下落から上昇に転じ、5市町が下落から横ばい、7市で下落が続いた。

特徴的な地価動向が見られた地点として、台東区浅草地



区は前年12.0%ほど下がったが、国内観光客が回復傾向にあり、浅草地区に立地する希少性から需要は底堅く、新型コロナ収束後の外国人観光客関連の需要回復に対する市場の期待感からも地価が上向いた。

なお、全国の地価トップは、東京・銀座4丁目の山野楽器銀座本店の1平方メートルあたり5300万円で、前年から1.1%下落した。

東京近郊では横浜市が商業地1.6%、住宅地0.8%の上昇。さいたま市は商業地1.2%、住宅地1.5%の上昇。千葉市では商業地1.7%、住宅地1.0%の上昇となった。

【大阪圏】

大阪圏の商業地は、前年の1.8%下落から横ばいに転じた。大阪市は1.1%下がったが、昨年の4.4%の下落率より緩やかとなった。大阪市の全24区のうち13区が上昇、2区が下落から横ばいに、9区はマイナスとなった。

中でも、新型コロナウイルスの影響による国内外の観光客減少から店舗やホテルなどの需要が減退しており、インバウンドへの依存度が大きかった地点ほどその影響は大きい。特に、大阪市中央区は今年も下落が目立ち、道頓堀地点では客足が戻らず、下落率は15.5%と2年連続で全国トップ。そのほかの下落率は日本橋地点が14.7%、宗右衛門町地点は10.9%、心斎橋筋の地点が10.7%となっており、全国下落率トップ10のうち8地点を大阪市が占めている。ただ、前年と比べて人流は回復傾向にあり、下落率は縮小している。なお、京都市の商業地は0.7%と2年ぶりの上昇。全11区のうち8区で下落から上昇に転じた。緊急事態宣言の解除後は国内観光客が回復傾向にあり、下落地点についても下落

率は縮小傾向にある。東山区祇園地区では、四条通沿いに立地する希少性から需要は底堅く、地価は昨年の8.6%下落から横ばいに転じている。

大阪圏の住宅地をみると、今年は0.1%と2年ぶりに上昇した。大阪市の住宅地は0.6%の上昇となり、全24区のうち7区で上昇が継続。6区は横ばいから上昇、7区が下落から上昇した。

京都市の住宅地は0.5%上昇した。そのほか、神戸市は商業地0.3%、住宅地0.2%の上昇。奈良市は商業地0.9%、住宅地0.2%の上昇となった。



国土交通省はさきごろ、令和4年1月1日時点の公示地価を公表した。それによると、住宅地、商業地、工業地を合わせた全国全用途平均は前年より0.6%上昇。新型コロナの影響にともなう訪日外国人客の激減などにより、前年の全国全用途平均は6年ぶりのマイナスとなったが、今年は2年ぶりに回復した。用途別でも、住宅地が0.5%、商業地は0.4%の上昇となり、いずれも昨年の下落から上昇に転じている。

三大都市圏の地価も、昨年は全用途平均、商業地、住宅地のいずれも下落となったが、今年はどうなっているのか、各地域の状況を見てみる。

【名古屋圏】

名古屋圏の商業地の前年より1.0%上昇、2年ぶりにプラスとなった。名古屋市では昨年の2.1%下落から3.2%の上昇に転じており、全16区すべて前年の下落から上昇へと持ち直した。

中心商業地では需要は底堅く、また金融緩和の影響から投資市場も堅調で、中区で4.4%の上昇となった。上昇率トップは、中区新栄町の「栄第一生命ビルディング」で12.3%だった。

また、東区などの市中心周辺区では、居住用物件に対する投資需要が強まっており、これまで高度商業地に投資されていた資金の一部が流入することで地価が上昇している。



一方、名古屋圏の住宅地も2年ぶりの上昇で、上昇率は1.0%。名古屋市では2.2%上昇しており、全16区のうち3区で上昇率が拡大。残り13区は下落から上昇となった。特に市中心部の鉄道駅徒歩圏ではマンション用地の需要が回復し、中区で9.3%上昇した。東区の優良住宅地域は従来から需要が底堅く、東区は4.7%の上昇となった。なお、東区泉1丁目の地点では15.8%も上昇している。

【地方圏】

地方圏のうち、地方四市（札幌市、仙台市、広島市、福岡市）をみると、商業地は5.7%、住宅地は5.8%の上昇で、いずれも9年連続の上昇となり、上昇率も拡大している。

札幌市・・・商業地は5.8%上昇した。オフィス需要が堅調で、中心となる札幌駅南口ビジネス街周辺に加え、札幌駅北側や北海道新幹線のホームが設置される札幌駅東側の地域などでも、再開発計画の進展とともに地価が上昇した。

住宅地は9.3%の上昇。中央区の高級住宅地や利便性の高い隣接区ではマンション需要などに支えられ住宅地需要は堅調、上昇傾向が続いている。

仙台市・・・商業地は4.2%上昇。こちらもオフィス需要は堅調に推移し、仙台駅周辺および東北大学農学部跡地の周辺では引き続き需要が旺盛だった。一方、国分町地区の繁華街では店舗需要が減退して地価は下落している。

住宅地は4.4%上昇。仙台駅周辺および鉄道駅徒歩圏を中心に、住環境が良好な地域や生活利便性の高い地域で需要が旺盛で高い上昇率を示しており、郊外部でも住宅需要が堅調で地価は上昇している。

広島市・・・商業地は昨年下落したが、今年は2.6%の上昇に転じた。広島駅周辺では、北口の再開発による拠点性の向上



と南口の再開発による発展への期待から地価が上昇している。中心商業地である八丁堀・紙屋町などでは、人通りも回復傾向にあり、将来への売上期待感から需要は持ち直しつつある。

住宅地は1.4%上昇。市中心部への接近性に優れ住環境が良好な平坦地や、郊外型大型店舗周辺の生活利便性が高い地域が人気で、地価が上昇している。

福岡市・・・商業地は9.4%上昇。オフィス需要やマンション需要が堅調に推移し、博多駅周辺と天神地区の両地区に近接する利便性が良好で割安感のある地域の地価は上昇が継続している。また、令和5年に延伸開通する地下鉄新駅の周辺では、利便性の向上が見込まれることからオフィス需要が引き続き旺盛だった。

住宅地は6.1%上昇。市中心部への接近性に優れて生活利便性の良好な地域は好調で、優良なマンション用地については需要が競合する傾向が見られるなど上昇率がアップしている。

中小企業の新たな資金調達 話題の ファクタリング に注目!



中小企業の場合、売掛金の入金が遅れたり、資金化までの経費や給与支払などの資金繰りが大きな経営課題となっている。売上自体は好調でも資金がショートすれば、黒字倒産という事態に陥る可能性もある。また、金融機関に融資を申し込んでも実行されるまでに時間がかかるほか、長い間待ったのに審査が通らず融資を断られることもある。

そこで、資金調達の新たな手段として注目されているのが「ファクタリング」だ。

ファクタリングとは、事業者が保有している売掛債権をファクタリング業者に買い取ってもらうことで、期日前に売掛債権を資金化するサービス。銀行融資で求められる担保や保証人は不要。また、借入ではないため、貸借対照表に影響しないのも特徴といえる。

売掛債権（請求書）や診療・調剤・介護報酬に加え、最近では注文書を買取る業者や国や地方自治体が事業者に支給する補助金・助成金を買取る業者もあり、商品の多様化も進んでいる。近年は、新興FinTech勢がオンラインによるファクタリングに参入しており、利便性向上に加え、手数料も低下傾向にある。

昨年12月には、三菱UFJ銀行が新興FinTech勢の一社である㈱マネーフォワードと組

んで中小企業向けのファクタリングに乗り出すなど、融資以外の資金調達手段により中小企業のニーズに応える動きが拡大している。

ファクタリングを上手く活用すれば、一時的な資金不足を乗り越えるだけでなく、キャッシュフローの改善も期待できる。さらに、政府は2026年までに金融界に対して手形交換所における約束手形の取扱廃止を要請したことから、今後、売掛債権をファクタリングで効果的に活用する事業者が増えてきそうだ。

中小企業の経営者を狙う 悪質な金融業者に注意!

ファクタリングの手数料は業者によって異なるが、なかには中小企業の経営者などを狙い、貸金業登録を受けていない者が、ファクタリングを装って業として貸付けを行っているケースがある。次のような場合は、ファクタリングを装った貸付けの疑いがあるので注意したい。

- ・ファクタリングとして勧誘を受けたが、契約書に「債権譲渡契約（売買契約）」であることが定められていない
- ・ファクタリング業者から受け取る金銭（債

権の買取代金）が、債権額に比べて著しく低額である

また、ファクタリングであっても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるものは貸金業に該当する恐れがある。例えば、譲渡した債権の回収（集金）がファクタリング業者から売主に委託されており、売主が集金できなかった場合は、「売主が債権を買い戻すこととされている」、「売主自身の資金によりファクタリング業者に支払いをしなければならないこととされている」といったものだ。

金銭の授受が金銭消費貸借契約に準じるものと判断された裁判（大阪地裁平成29年3月3日判決）では、次のような事情が考慮されているので参考にしたい。

- ・ファクタリング業者が債権回収のリスクをほとんど負っていない。
- ・債権の額面と無関係に金員の授受がなされていた。
- ・売主は、買戻しを行わざるを得ない立場にあった。
- ・債権が回収不能となった場合には代金を減額されるなど、債権の回収リスクが売主の信用リスクと同じとなっている。



「あの時、話し合っていて良かったね」 認知症は、 ご家族の身近な問題です。

もうすぐ認知症700万人時代が到来します。認知症はいつ誰がなってもおかしくない病気。だからこそ、安心して老後を暮らせるように元気なうちにご家族で話し合ってみませんか。認知症にともなう介護のこと、お金のこと。

✦介護にかかる費用は平均で約500万円

介護が必要となる一番の原因は『認知症』です。生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」によると、介護のために一時的にかかった費用は平均69万円。毎月の介護費用は平均7万8000円。介護の平均期間は54.5カ月です。介護にかかる費用のうちご自身やご家族で負担が必要な費用の平均は約494万円と、500万円近くかかります。

ただ、介護期間が長引けば、介護するご家族としては、お金が足りるのか不安になります。ご家族の安心のためにも、預貯金のほかに介護保険なども上手に活用してお金の備えをしておきたいところです。

これ1冊で安心!

介護ガイドブック差し上げます。

「介護保障ガイド これからの介護リスクに備えるために」 制作：(公財)生命保険文化センター



介護保険のご相談は...

株式会社 共栄会保険代行 ☎0120-922-752

✦親の介護のために親のお金が使えない!?

子どもに迷惑をかけたくない…。そんな想いから親が自分の介護費用を自分で用意するケースは少なくありません。介護施設に入居する場合には、親名義の自宅を売却して、そのお金を施設の利用率などに充てる方もいます。しかし、親が認知症になって判断能力が低下すると、親の口座からお金を引き出したり、親が所有する不動産を売却することができなくなります。親の介護のために、親のお金が使えなくなるのです。

そこで注目を集めているのが『家族信託』です。家族信託を利用すれば、親に代わって信頼できる家族に財産管理を任せられます。

認知症のリスク対策、お気軽にご相談ください!

家族信託(民事信託)のご相談は...

株式会社 日税経営情報センター ☎03-3345-0600

日税ジャーナル

日税グループの
ホームページ <https://www.nichizei.com/>

2022年・春号
(2022年5月10日発行)
(年4回発行)

発行：日税グループ

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
TEL: 03-3340-6494 FAX: 03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報部へお願いします。 TEL: 03-3340-4488